

青森県報

第三千三百二十二号

平成二十二年
十二月一日
(水曜日)

目次

告 示

保安林皆伐許容面積の限度……………(林政課) ……一
 公有水面埋立て工事のしゅん功認可……………(漁港漁場整備課) ……三

公 告

歯科技工士国家試験の施行……………(医療業務課) ……四
 第一種大規模小売店舗立地法特別区域の案の公告……………(経営支援課) ……四
 第二種大規模小売店舗立地法特別区域の案の公告……………(同) ……五
 建設業者の許可の取消し……………(東青地民局) ……五

右 同……………(同) ……六
 右 同……………(三八地民局) ……六

雑 報

宅地建物取引主任者資格試験の合格者……………(建築住宅課) ……六

告 示

青森県告示第八百十二号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成二十二年保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

平成二十二年十二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

皆伐許容面積限度を定める単 位区域又は森林の集団の所在	保 安 林 種	皆伐許容面積限度 (ヘクタール)
中村川、笹内川	水源かん養保安林	一、四〇四・九二
岩木川下流	"	五〇五・五二
岩木川上流	"	八六四・六二
平川	"	四〇九・一八
浅瀬石川	"	六五五・三二
今別川、蟹田川	"	一、〇一〇・一四
青森地区	"	八二四・三二
下北東部	"	一、二六六・四二
下北西部	"	九二二・九〇
上北地区	"	一五五・七六
七戸川	"	五五六・七〇
奥入瀬川	"	五一四・一六
馬淵川下流	"	七二九・九七
新井田川	"	一五六・一二
中村川、笹内川	土砂流出防備保安林	一八〇・二八

下北郡大間町	むつ市	下北郡東通村	五所川原市	つがる市	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川 蟹田川	浅瀬石川	平川	岩木川上流	岩木川下流
〇・三六	〇・三三	二二・二六	六・二〇	六・二四	〇・一八	九九・二〇	九六・四〇	一・二四	八〇・三四	二二・四四	一四九・四六	一五九・二八	一八・五六	一〇六・三四	四〇・六八	七・四〇	三〇〇・〇〇
〃	〃	〃	〃	飛砂防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

上北郡東北町	上北郡七戸町	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	むつ市	下北郡東通村	北津軽郡鶴田町	五所川原市	つがる市	西津軽郡深浦町	西津軽郡鰺ヶ沢町	八戸市	上北郡おいらせ町	三沢市	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町
〇・六〇	〇・六六	八・三〇	三三・八一	〇・五〇	四・二〇	一三・八〇	三・二八	一五・九六	一二五・四一	二・八四	三・五六	二・六六	四・八〇	一一・一六	一一・五〇	一一・〇六	六・二〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	防風保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃

三戸郡南部町	三戸郡三戸町	三戸郡階上町	八戸市	上北郡六ヶ所村	三沢市	十和田市	上北郡七戸町	上北郡東北町	むつ市	下北郡大間町	東津軽郡平内町	青森市	東津軽郡外ヶ浜町	北津軽郡中泊町	上北郡おいらせ町	十和田市	三沢市
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	干害防備保安林	"	"	"
八・六四	九・三二	三・八四	〇・五〇	二六・七六	三・二六	二・七四	二・八〇	〇・三八	三〇・九八	三・六〇	一〇二・九四	一・七六	〇・〇八	二・四〇	〇・〇二	〇・四八	四・七〇

津軽地区	保健保安林	一五五・六二
南部地区	"	八六・四八

青森県告示第八百十三号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十九年九月十九日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二條第一項の規定により、平成二十二年十一月二十四日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで横浜町役場に備え置いて閲覧に供される。

平成二十二年十二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

上北郡横浜町字寺下三五

横浜町

2 代表者の住所及び氏名

上北郡横浜町字寺下三五

横浜町長 野坂充

二 埋立区域

1 位置

上北郡横浜町字家ノ前川目三六三から二九の二に至る地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち、の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及びの地点との地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 北緯 四一度〇六分五二秒九七九一

の地点 東経 一四一度一五分一三秒〇一八七

の地点 北緯 四一度〇六分五三秒二四八八

公 告

歯科技工士国家試験の施行

平成二十三年歯科技工士国家試験を次のとおり施行するので、歯科技工士法施行規則（昭和三十年厚生省令第二十三号）第六条の規定により公告する。

平成二十二年十二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

1 期日

学説試験 平成二十三年二月十六日（水）

実地試験 平成二十三年二月十七日（木）

2 場所

青森市大字三内字稲元一・二の一

青森歯科技工士専門学校

二 受験願書受付期間

平成二十三年一月四日（火）から同月十二日（水）まで。ただし、郵送による場

3 面積

一、二八八・三三平方メートル

東経 一四一度一五分一〇秒四九〇二

の地点 北緯 四一度〇六分五三秒九四一三

東経 一四一度一五分一〇秒六一八九

の地点 北緯 四一度〇六分五三秒六六七一

東経 一四一度一五分一三秒一八九九

の地点 北緯 四一度〇六分五三秒五五七九

東経 一四一度一五分一三秒一六九六

の地点 北緯 四一度〇六分五三秒五六二五

東経 一四一度一五分一三秒一二七二

合は同月十二日までの消印のあるものは有効とする。

三 受験願書提出先

〒〇三〇 八五七〇

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部医療業務課医務指導グループ

四 その他

受験願書用紙は、青森県健康福祉部医療業務課医務指導グループにおいて交付する。

試験について不明な点は、青森県健康福祉部医療業務課医務指導グループ（電話〇一七 七三四 九二九一）に問い合わせること。

第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案の公告

中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十六条第一項の規定により第一種大規模小売店舗立地法特例区域を定めたいので、同条第七項の規定により、次のとおり当該第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案を公告し、縦覧に供する。

平成二十二年十二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案

- 1 八戸市大字三日町一三の二、一三の三、一三の四、一三の五、一三の七、一三の八、一三の九、一三の一〇、一三の一〇、一三の一〇、一三の一〇、八戸市大字番町二六の一、二六の二、二六の三、二六の四、二七、三〇の八、三〇の九、三〇の三、三〇の四
- 2 八戸市大字三日町二六の一、二七の一、二八の一
- 3 八戸市大字十三日町一の一、二の二、二の二、一三の一、八戸市大字番町三九、四〇の三、四〇の四、四一の二、四一の三、四一の四、四二の一、四二の二
- 4 八戸市大字十三日町一の一、一の三、二の二、二の三、三の一、八戸市大字番町四四の一、八戸市大字堤町一四の一、一五の一、一五の二、一六の一、一六の二、一七の一
- 5 八戸市大字十三日町一七の二、一七の三、一七の四、一七の五、一七の六、八

戸市大字十六日町四の一、四の二、四の三、四の四、四の五
二 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成二十二年十二月一日から同月十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間とする。

三 意見書の提出

この公告に係る第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十二年十二月十五日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案の公告

中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第五十五条第一項の規定により第二種大規模小売店舗立地法特例区域を定めたいので、同条第四項において準用する同法第三十六条第七項の規定により、次のとおり当該第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案を公告し、縦覧に供する。

平成二十二年十二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案

1 八戸市大字八日町四三の一、四四の一、四五、四六、四七、四八、八戸市大字朔日町一、二、三

2 八戸市大字三日町二〇の一、八戸市大字六日町一六の二、一七

3 八戸市大字三日町二一の一、八戸市大字六日町一四、一五、一六の一

二 第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成二十二年十二月一日から同月十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間とする。

三 意見書の提出

この公告に係る第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十二年十二月十五日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年十二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

建設業者の許可の取消し

一 商号又は名称 株式会社帝産
 二 代表者の氏名 木村 康男
 三 主たる営業所の所在地 青森市大字野木字野尻二四の一
 四 許可番号 青森県知事許可(特 二二) 第四八四七号
 五 取消年月日 平成二十二年十月二十六日
 六 取消しに係る建設業の許可
 土木、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、塗装、水道施設工事業に係る特定建設業の許可
 七 取消しの原因となった事実
 平成二十二年十月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
 平成二十二年十二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社帝産
 二 代表者の氏名 木村 康男
 三 主たる営業所の所在地 青森市大字野木字野尻二四の一
 四 許可番号 青森県知事許可(般 二二) 第四八四七号
 五 取消年月日 平成二十二年十月二十六日
 六 取消しに係る建設業の許可
 建築工事業に係る一般建設業の許可
 七 取消しの原因となった事実
 平成二十二年十月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
 平成二十二年十二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 寺下建設株式会社
 二 代表者の氏名 寺下 寅五郎
 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字長苗代字上中坪三六の一
 四 許可番号 青森県知事許可(特 一八) 第三〇〇二九四号
 五 取消年月日 平成二十二年十一月五日
 六 取消しに係る建設業の許可
 造園工事業に係る特定建設業の許可
 七 取消しの原因となった事実
 平成二十二年十一月四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

雑 報

宅地建物取引主任者資格試験の合格者

平成二十二年十月十七日実施した宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第十六条の二第一項の規定による青森県知事の委任に係る宅地建物取引主任者資格試験に合格した者の氏名を次のとおり公告する。
 合格者は五十問中三十六問以上正解の者とする。ただし、宅地建物取引業法第十六条第三項の規定により試験の一部を免除された者は四十五問中三十一問以上正解の者とする。

平成二十二年十二月一日

財団法人不動産適正取引推進機構 理事長 板 倉 英 則

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭